公益財団法人　会田病院定款

第1章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人会田病院と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福島県西白河郡矢吹町に置く。

第2章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、医療機関及び介護・福祉関連事業の運営を通して、地域が必要としている医療及び介護・福祉の機会確保に寄与すると共に、これらの質の向上に資する事業を展開し、地域住民の健康保持増進並びに社会福祉の向上に貢献することを目的とする。

（事業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）救急医療及び地域に不可欠な医療を提供する事業

（2）がん治療等、高度先進医療を提供する事業

（3）胸部疾患に関する事業

（4）予防医療活動並びに健康増進を啓蒙する事業

（5）訪問診療・訪問看護を提供する事業

（6）通所リハビリテーション事業

（7）老人及び障害者等へ介護・療養の環境を提供する事業

（8）保健・医療・福祉に関わる専門職の資質向上を支援する事業

（9）医師及び看護師その他医療従事者の育成事業

（10）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　　資産及び会計

（基本財産）

第5条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第6条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第7条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第8条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければな

らない。

3　第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章　評議員

（評議員の定数）

第10条　この法人に評議員 5 名以上 13 名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（2）他の同一の団体（公益法人を除く）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

（ア）理事

（イ）使用人

（ウ）当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

（エ）次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

ア　国の機関

イ　地方公共団体

ウ　独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

エ　国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

オ　地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

カ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条　評議員に対して、各年度の総額が ５０万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給する。

第5章　　評議員会

（構成）

第14条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）理事及び監事の選任又は解任

（2）理事及び監事の報酬等の基準

（3）評議員に対する報酬等の支給の基準

（4）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（5）定款の変更

（6）残余財産の処分

（7）基本財産の処分又は除外の承認

（8）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第18条　評議員会の議長は、会議の都度評議員会において互選する。

（決議）

第19条　評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数を持って行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数を持って行わなければならない。

（1）監事の解任

（2）評議員に対する報酬等の支給の基準

（3）定款の変更

（4）基本財産の処分又は除外の承認

（5）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条　理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第21条　理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

（議事録）

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　当該評議員会議長及び議事録署名人に選出された 2 名の出席評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　　役員

（役員の設置）

第23条　この法人に、次の役員を置く。

（1）理事　5名以上13名以内

（2）監事　2名以上3名以内

2　理事のうち1名を理事長とし、2名以内の副理事長及び専務理事1名、常務理事1名を置くことが出来る。

3　前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3　監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4　理事のうち、理事のいずれか 1 名及びその配偶者又は三親等内

の親族その他特別の関係がある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。又、監事においても同様とする。

5　理事のうち、他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして法令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長はこの法人を代表し、その業務を執行する。

3　副理事長は、理事長を補佐し、その業務を執行する。

4　専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、その業務を執行する。

5　常務理事は、理事長及び副理事長並びに専務理事を補佐し、その業務を執行する。

6　理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は選任時に存在する理事の任期の満了する

までとする。

4　任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

5　理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに堪えないとき。

（役員に対する報酬等）

第29条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

第7章　　理事会

（構成）

第30条　理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

（開催）

第32条　理事会は、定例理事会として毎事業年度開始前、及び毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（決議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第36条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

（報告の省略）

第37条　理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第２５条第６項の規定による報告について、適用しない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章　　会長及び相談役

（会長及び相談役）

第39条　この法人に、任意の機関として、会長 1 名及び相談役 3 名以内を

置くことができる。

2　会長は、代表理事を退任した者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3　相談役は、学識経験者及び役員を退任した者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

4　会長及び相談役に対して理事会の決議により、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に準じて算定した額を報酬として支給することができる。

（会長及び相談役の職務）

第40条　会長及び相談役は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

第9章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第41条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2　前項の規定は、この定款第３条及び第４条及び第１１条についても適用する。

（解散）

第42条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第43条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第44条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章　　公告の方法

（公告の方法）

第45条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は、第６条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

今泉　正規　　岡崎　憲一郎　　滝田　康雄　　坂本　忠雄

水戸　勘十　　橋本　秀也

4　この法人の最初の理事は次に掲げる者とする

会田　征彦　　竹田　秀　　飯田　雄大　　星　北斗

大原 正志　　小池 荘介　　影山 敏男　　会田 美代子

5　この法人の最初の代表理事は、会田征彦とする。

6　この法人の設立の登記日現在の監事は次に掲げる者とする。

加藤 栄一　　三部 久夫

別表　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
定期預金	東邦銀行矢吹支店（No.93-011702）

附則

1、 この定款は、平成２５年４月１日から施行する。

2、 令和３年６月開催評議員会にて第 22 条第２項及び第 38 条第２項を変更、当該評議員会開催日後の評議員会、理事会から施行する。

3、 令和４年５月１日をもって第４条第１項（5）及び（6）を変更する。

4、 令和７年６月 19 日開催評議員会にて第 23 条第１第１項（1）を変更する。